

配布資料

資料1

COP7の結果と国内制度の動向

環境省

竹本 和彦

1. COP7の結果概要

(1) COP7(モロッコ・マラケシュ) 今回の締約国会議における主要ポイントは、次の通り。

- ボン合意に基づき法的文書を完成させること、
- 途上国の参加に関して議論を始める道筋をつけること、
- ヨハネスブルグ・サミットへのメッセージを発信すること。

(2) 途上国の参加問題

(3) 米国への働きかけ

(4) 京都議定書の発効に向けた国際的動向

2. 我が国における取組

(1) 地球温暖化対策推進本部決定(平成13年11月12日)

今回の合意を受けて、我が国として京都議定書の2002年締結に向けた準備を本格的に開始することとし、以下の作業を精力的に進める。

● 京都議定書の目標を達成するため、「地球温暖化対策推進大綱」を見直す。

● 通常国会に向けて京都議定書締結の承認及び京都議定書の締結に必要な国内制度の整備構築のための準備を本格化する。

(2) 中央環境審議会地球環境部会は、昨年12月20日「京都議定書の締結に向けた国内制度に関する答申案」をとりまとめた。現在パブリック・コメントを実施中。1月24日地球環境部会において答申のとりまとめを行うこととしている。

(3) これらを踏まえ、今通常国会での議定書締結の承認に向け政府部内で調整中。

資料2

COP7の概要 平成13年10月29日～11月10日、モロッコ・マラケシュ

COP7の結果

● 本年7月のCOP6再開会合において合意された、いわゆる京都議定書の運用ルールの中核的要素(ボン合意)に基づき、具体的な運用細則を定める文書を正式採択。

途上国問題	途上国の将来の約束に関する検討については、COP8に送る。(協議未了) 途上国の能力育成、技術移転、対策強化等を支援するための基金を正式に設置。(先進国の任意拠出)
京都メカニズム	遵守制度の受入れは、京都メカニズムの活用条件としない。 CDM、共同実施等で得た排出枠は自由に取引できる。 国内対策に対し補足的(定量的制限は設けない)。 共同実施、CDMのうち原子力により生じた排出枠を目標達成に利用することは控える。 排出量取引における売りすぎを防止するため、その国に認められた排出枠の90%又は直近の排出量のうち、どちらか低い方に相当する排出枠を常に留保する。
吸収源	森林管理の吸収分は国ごとに上限設定(日本は基準年排出量の3.7%分を正式に確保。またロシアは要求どおり33百万トン確保) CDMシンクの対象活動として、新規植林及び再植林を認める。
遵守	不遵守の際の措置に法的拘束力を導入するか否かについては、議定書発効後に開催される第1回締約国会合において決定。 目標を達成できなかった場合は、超過分の1.3倍を次期目標に上積み。

気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP7)

(10/29～11/10、於:マラケシュ)

平成13年11月10日 日本政府代表団

1.概要

(1) 11月10日、京都議定書の中核的要素に関する基本的合意(ボン合意)を法文化する文書が採択され、京都議定書の実施に係るルールが決定された。これにより、先進国等の京都議定書批准が促進される見通し。

(2) COP7で採択されたものは、7月のCOP6再開会合(於:ボン)で合意された途上国支援に関する決定及び当時交渉が終了しなかった吸収源、遵守、京都メカニズム等に関する決定。これにより、途上国支援のための3つの基金が正式に設立された。吸収源については我が国所要の吸収量(3.7%)を可能とする上限値が正式に確保された。排出量取引等の京都メカニズムに関しては、一定の制約はあるものの、柔軟且つ幅広い利用が可能となり得るルールが形成された。遵守制度について法的拘束力のある措置を課し得る制度とするか否かは、第1回議定書締約国会合で措置されることとなった。

(3) このほか、途上国に排出削減・抑制を求める問題については議論が先送りされた。また、明年9月に予定される「持続可能な開発に関する世界首脳会議」への報告が採択された。

(4) COP8は明年10月23日から11月1日まで、印で開催する方向となった。

(参考1)気候変動枠組条約(1992年採択)

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化が目的。各国の自主的努力や途上国支援等を規定。1994年発効。

(参考2)京都議定書(1997年採択)

2008年から2012年の温室効果ガス削減目標値を設定(1990年比:先進国全体で-5%。日:-6%、米:-7%、EU:-8%)。柔軟性措置(クリーン開発メカニズム(CDM)、排出量取引、共同実施)を規定。未発効。

(参考3)「持続可能な開発に関する世界首脳会議」

明年9月、ヨハネスブルグで開催。2002年が1992年のリオの地球サミットから10年目に当たることから開催されるもの。地球環境問題への取組みの指針とされる「アジェンダ21」の包括的見直しを行う。

2. 評価

(1) 政府代表団は、京都議定書の2002年発効を目指し、COP7で合意を達成すべく最大限努力し、協議において建設的役割を果たした。

(2) 法的文書の今次採択により、我が国が京都議定書の批准を検討する上で不可欠な吸収源に関しては、我が国がこれまで主張してきた吸収量の上限値が正式に確保され、京都メカニズムに関しては、一定の制約はあるものの、柔軟且つ幅広く利用でき実際に機能し得るルールが形成されたことを評価する。

(3) CDM(注)理事会が設立され、岡松壮三郎(財)地球環境産業技術研究機構顧問がメンバーに選出されたことは、我が国が今後CDM事業を推進する上で意義がある。

(4) ボン会合で争点となった遵守制度については、遵守を奨励する実効性のあるもので、多くの国に参加の道を開く制度構築に努力した。

(5) 地球規模での実効的な温暖化対策のためには米国や途上国も含む全ての国が参加する一つの国際的枠組みが重要であり、その実現に向け引き続き最大限努力する。

(6) 我が国は、引き続き、京都議定書の目標を達成するための国内制度に総力で取り組む考えである。

(注) クリーン開発メカニズム(CDM)

ある先進国が途上国内で温室効果ガス削減事業を行い、それにより生じた削減分を、事業を行った先進国の排出割当量に加えることが出来る制度。

途上国参加問題及び米国への働きかけについて

1. 途上国参加問題について

(1) 経緯等

途上国参加問題については、途上国側の反対によりCOP5以降、実質的な議論は行われていない状況。

地球温暖化対策の実効性を確保する観点からも、温室効果ガス削減に係る途上国の将来の参加問題については、早急に議論を開始する必要がある。

(2) COP7での成果

途上国参加に係る議題については、協議未了のまま、COP8に送られることとなった。

しかしながら、IPCC第三次報告書に関するワークショップを開催して、その情報を検討し、第16回補助機

関会合(SB16)に報告することで合意(来年6月開催予定)。

今後、当該ワークショップにおいて、地球規模での温暖化対策の必要性を検討する中で、途上国の温暖化対策への関与の在り方も議論されることを期待。

2. 米国への働きかけについて

(1) 平成13年6月にブッシュ大統領は、主として以下の理由により、京都議定書への不支持を表明。

途上国に削減義務がない。

米国経済に悪影響を及ぼす。

(2) 米国は、世界最大の温室効果ガス排出国(CO2排出量は全世界の約25%)であり、実効性ある地球温暖化対策を確保する観点からも、米国の参加は重要。

(3) このため、日米首脳会談を踏まえた日米ハイレベル協議の開催(7月)、川口大臣訪米(9月)、日米事務レベル協議の開催(9月末～10月)、COP7前の川口大臣訪米(11月)など、米国に対する働きかけに全力を尽くしているところ。

京都議定書の発効に向けた国際的動き

京都議定書発効の要件

以下の両方の条件を満たした後、90日後に発効。

55ヶ国以上の国が締結。

締結した附属書 国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全附属書 国の合計の排出量の55%以上。

(注) ヨハネスブルクサミット(WSSD)の最終日である2002年9月11日に発効する場合、発効条件を満たすべき日は、2002年6月14日。

2002年12月31日までに発効する場合、発効条件を満たすべき日は、2002年10月3日。

世界各国の発効に向けた動き

EU: 欧州委員会は、すべてのEU加盟国が、2002年6月14日(WSSD最終日の90日前)までに京都議定書を締結すべきであるとの理事会決定案を正式提案。(10月23日「気候変動枠組条約京都議定書の約束の共同履行に関する欧州共同体を代表する欧州理事会決定(案)」)

加: ボン合意後、首相のステートメントにより各州政府等との協議を了した上で、来年批准する意志を表明。

COP7後、批准の意志決定のための手続きに入る予定。

豪: 11月10日の総選挙で勝利した保守党政権は、米国抜きでの批准に消極的。

NZ: WSSDまでの批准の意志を表明。

露: COP7での合意はロシアの批准への道を開いたと、COP7閉会時に表明。

ノルウェー: 9月に、WSSDまでの京都議定書の批准を表明。

アイスランド: ボン会合及びCOP7の合意を踏まえ、議会に批准を求めたい。

京都議定書の署名国と締結国

(参考1)

国連気候変動枠組条約締約国 185カ国+1地域(欧州共同体)

京都議定書署名国数 84カ国

京都議定書締結国数 43カ国(2001年10月26日現在)

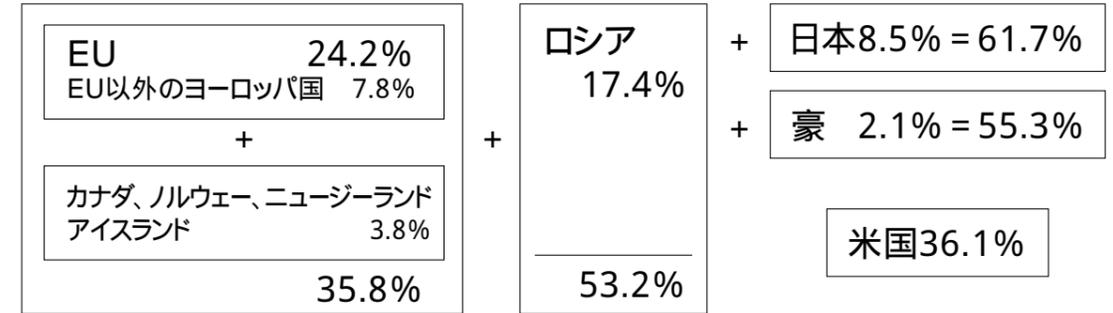
2001年3月19日、ルーマニアが附属書 国として最初に批准

国名	署名日	締結日	国名	署名日	締結日
アイルランド	1998/4/29		トリニダード・トバゴ	1999/1/7	1999/1/28
アゼルバイジャン		2000/9/28	トルクメニスタン	1999/9/28	1999/1/11
アメリカ合衆国	1998/11/12		ナウル		2001/8/16
アルゼンチン	1998/3/16	2001/9/29	ニウエ	1998/12/8	1999/5/6
アンティグア・バーブーダ	1999/3/18	1999/11/3	ニカラグア	1998/7/7	1999/11/18
イギリス連合王国	1998/4/19		ニジュール	1998/10/23	
イスラエル	1998/12/18		日本	1998/4/28	
イタリア	1998/4/29		ニュージーランド	1998/5/22	
インドネシア	1999/7/13		ノルウェー	1998/4/29	
ウクライナ	1999/3/15		パナマ	1998/6/8	1999/3/5
ウズベキスタン	1998/11/20	1999/10/12	パプアニューギニア	1999/3/12	2001/7/17
ウルグアイ	1998/7/29	2001/2/5	バハマ		1999/9/4
エクアドル	1997/1/15	2000/1/13	パラオ		1999/12/10
エジプト	1999/3/15		パラグアイ	1998/8/25	1999/8/27
エストニア	1998/12/3		バルバドス		2000/8/7
エルサルバドル	1998/6/8	1998/11/30	バングラデシュ		2001/10/22
オーストラリア	1998/4/29		フィジー	1998/9/17	1998/9/17
オーストリア	1998/4/29		フィリピン	1998/11/13	
オランダ	1998/4/29		フィンランド	1997/4/29	
カザフスタン	1999/3/12		ブラジル	1998/4/29	
カナダ	1998/4/29		フランス	1998/4/29	
韓国	1998/9/25		ブルガリア	1998/9/18	
ガンビア		2001/8/1	ブルンジ		2001/10/18
ギニア		2000/9/7	ベトナム	1998/12/3	
キプロス		1999/7/16	ペルー	1998/11/13	
キューバ	1999/3/15		ベルギー	1998/4/29	
ギリシア	1998/4/29		ポーランド	1998/7/15	
キリバス		2000/9/7	ボリビア	1998/9/7	1999/11/30
グアテマラ	1998/7/10	1999/10/5	ボルトガル	1998/4/29	
クック諸島	1998/9/16	2001/8/27	ホンジュラス	1999/2/25	2000/7/19
グルジア		1999/6/16	マーシャル諸島	1998/3/17	
グレナダ	1998/3/19		マラウイ		2001/10/26
クロアチア	1998/3/11		マリ	1999/1/27	
コスタリカ	1998/4/17		マルタ	1998/4/17	
サモア	1998/3/18	2000/11/27	マレーシア	1999/3/12	
ザンビア	1998/8/5		ミクロネシア	1998/3/17	1999/6/21
ジャマイカ		1999/6/28	メキシコ	1998/6/9	2000/9/7
スイス	1998/3/16		モリシャス		2001/5/9
スウェーデン	1998/4/29		モナコ	1998/4/29	
スペイン	1998/4/29		モルディブ	1998/3/16	1998/12/30
スロバキア	1999/2/28		モンゴル		1999/12/15
スロベニア	1998/10/21		ラトビア	1998/12/14	
セイシユル	1998/3/20		リトアニア	1998/9/21	
赤道ギニア		2000/8/16	リヒテンシュタイン	1998/6/29	
セネガル		2001/7/20	ルーマニア	1999/1/5	2001/3/19
セントルシア	1998/3/16		ルクセンブルグ	1998/4/29	
ソロモン諸島	1998/9/29		レソト		2000/9/5
タイ	1999/2/2		ロシア連邦	1999/3/11	
チェコ共和国	1998/11/23		EU	1998/4/29	
中国	1998/5/19		合計		84
チリ	1998/6/17				43
ツバル	1998/11/16	1998/11/16			
デンマーク	1998/4/29				
ドイツ	1998/4/29				

附属書 国の二酸化炭素排出量の割合

(参考2)

附属書 国の1990年の二酸化炭素排出量割合



国名	CO2 排出量(千t)	割合(%)
EU15カ国	3,326,423	24.2%
ドイツ	1,012,443	7.4%
英国	584,078	4.3%
イタリア	428,941	3.1%
フランス	366,536	2.7%
スペイン	260,654	1.9%
オランダ	167,600	1.2%
ベルギー	113,405	0.8%
ギリシャ	82,100	0.6%
スウェーデン	61,256	0.4%
オーストリア	59,200	0.4%
フィンランド	53,900	0.4%
デンマーク	52,100	0.4%
ポルトガル	42,148	0.3%
アイルランド	30,719	0.2%
ルクセンブルグ	11,343	0.1%
EU-アンブレラグループ 以外の附属書 国	1,073,140	7.8%
ポーランド	414,930	3.0%
ルーマニア	171,103	1.2%
チェコ	169,514	1.2%
ブルガリア	82,990	0.6%
ハンガリー	71,673	0.5%
スロバキア	58,278	0.4%
スイス	43,600	0.3%
エストニア	37,797	0.3%
ラトビア	22,976	0.2%
リヒテンシュタイン	208	0.0%
モナコ	71	0.0%

国名	CO2 排出量(千t)	割合(%)
アンブレラグループ		
米国	4,957,022	36.1%
カナダ	457,441	3.3%
オーストラリア	288,965	2.1%
ノルウェー	35,533	0.3%
ニュージーランド	25,530	0.2%
アイスランド	2,172	0.0%
日本	1,173,360	8.5%
ロシア	2,388,720	17.4%

合計 13,728,306 100.0%

はEU加盟候補国
はEU加盟を目指し交渉中の国